

令和7年11月27日

令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災に係る
特別交付税(12月交付分)の繰上げ交付

総務省は、令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災により被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、12月に交付すべき特別交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体 1団体(1市)

大分県 大分市

2 繰上げ交付額

1億1,100万円

3 日程

令和7年11月27日(木) 交付決定

令和7年11月28日(金) 現金交付

<参考>

- ・ 特別交付税の交付時期は、12月及び3月(地方交付税法第16条第1項)。
- ・ 特別交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの。繰り上げて交付した額は、12月分の特別交付税交付額から控除。
- ・ 特別交付税12月交付額の過去5ヶ年平均額を基礎としてその3割を交付。

連絡先

自治財政局財政課 村田、麻田、五十嵐
代 表 03 - 5253 - 5111
直 通 03 - 5253 - 5613